

厚生労働省では、熱意ある方々に臨床の知見を活かしつつ、医療政策づくりのプロとして活躍できるような環境づくりに力を入れています。

臨床現場での診療の兼業について

医系技官として厚生労働省で働きながら、勤務時間外に臨床現場での診療業務を行うことができます。これは、自己の臨床技術の維持や、専門医資格や認定医等の維持・取得を目的としたもので、その専門性が、医療政策の企画・立案にも活かされることが期待されています。兼業を行うにあたっては、医系技官としての本務が優先であり、職務遂行に支障が生じないことや、兼業先が本務との利害関係がないことなど、一定の条件の下、審査を経て許可される仕組みとなっています。

二刀流でバランスのよい医系技官を

労働基準局安全衛生部労働衛生課
電離放射線労働者健康対策室長

高山 啓 TAKAYAMA Kei



兼業制度を利用して、週末に外来診療を続けています。緊急事態宣言中も、外来診療を継続しながら政府のコロナ対策の業務に従事しました。定期的に患者さんに接することで臨床医としての初心を再確認し、政策が机上の空論とならな

いよう、行政官として肌で感じる臨床現場の温度を政策立案に反映することを心がけています。行政官と臨床医の二刀流は、バランスのよい医系技官を養成すると信じています。

社会医学系専門医の取得について

医系技官としての経験が社会医学系専門医として認められます。社会医学は、「科学的なエビデンスを創出して社会に適応し、地域・職域や国レベルの集団とシステムに働きかけ、健康な生活・行動様式の推進、安全な環境の保持、医療提供システム等の構築に貢献し、人々の健康の増進」(社会医学系専門医協会)に大きな役割を果たしています。医系技官として、人々の健康増進を目標とし、エビデンスに基づく医療政策を行うことは、まさに社会医学の実践経験を積むことにほかなりません。厚生労働省は、独自の社会医学系専門医研修プログラムを用意し、多くの社会医学系指導医や専門医が在籍しており、社会医学系専門医の資格を取得したい方を支援する体制を整備しています。

社会医学系専門医制度

基本プログラム	専門医に必要な共通の基礎知識の習得 国立保健医療科学院、大学院、学会の研修等を活用
認定研修プログラム	行政・地域、産業・環境、医療の3つの分野のうち、1つの分野（主分野）を中心に現場研修。 (他の2つの副分野と連携)
専門医試験	筆記試験と面接試験

3〜6年程度

社会医学系専門医協会ホームページをもとに作成

社会医学系専門医について | 詳しくは一般社団法人社会医学系専門医協会のホームページをご覧ください。

<http://shakai-senmon-i.umin.jp/specialist/specialist02/>

またはキーワード検索にて

社会医学系専門医協会

検索

メンター制度について

メンター制度とは、配属部署における上司とは別に相談役となる先輩医系技官(メンター)が新入医系技官(メンティー)をサポートする制度のことをいいます。メンターはメンティーに定期的に声をかけ、入省後の様子を聞いたり、職場内での悩みや問題解決をサポートし、新入医系技官を支える体制を整えています。